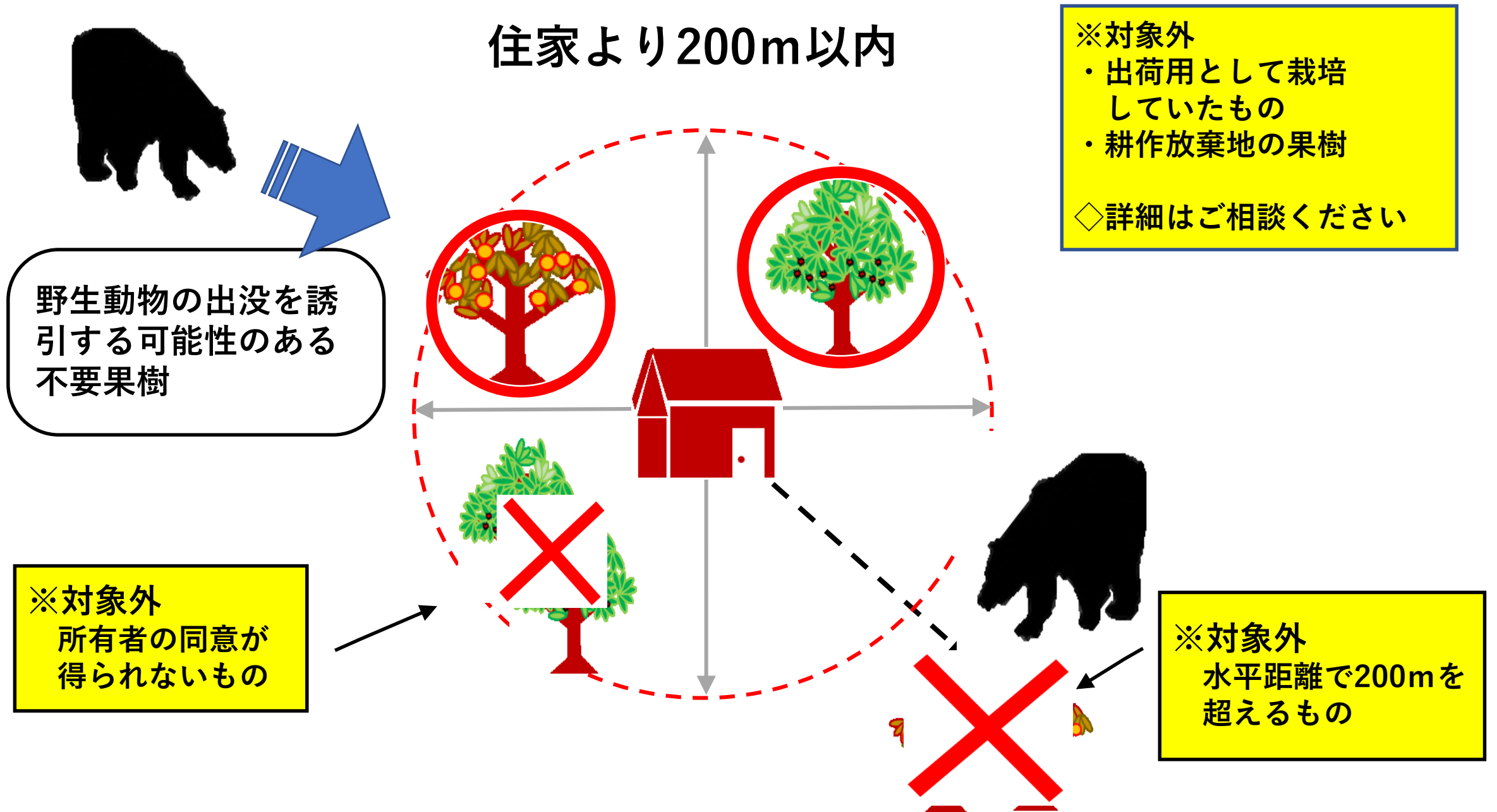


不要な「柿樹」や「くり樹」はありませんか？

不要果樹の伐採に補助します！

◇対象となる不要果樹とは… 野生動物の誘引の可能性のある「柿樹」又は「くり樹」等で以下の対象外の例に該当しないもの



◇補助率…	○次のいずれか低い額 ・対象経費の 2/3 に相当する額 又は伐採本数に 40,000円 を乗じて得た額 ・1申請につき原則 3本まで を目安とします ・同一の自治会や個人による申請は1回のみ
◇申請期間…	令和8年 12月25日(金) まで
◇伐採期間…	交付決定後～令和9年1月29日(金) まで
◇対象経費…	○作業に用いる機械等の賃料、燃料費 ○作業を行った者への日当、謝礼（本人又は同一世帯の者は対象外） ○伐採した不要果樹の処分費 ○作業を委託した場合の委託料

○問合せ先

TEL 0238-40-0904 南陽市農林課果樹6次化推進係

申請～交付までの流れ

補助要件	<p>次の要件、全てに該当する「不要果樹」</p> <ul style="list-style-type: none">・南陽市内にあり、伐採することに関し所有者の合意が得られていること。・伐採する不要果樹は、住家（空き家は除く。）から水平距離で200m以内の範囲であること。・野生動物を誘引するおそれのある、所有者や地域の団体が利用していない柿樹、くり樹であること。・補助金の交付決定日以降から令和9年1月29日までに伐採が完了すること。・出荷用として栽培していた果樹（耕作放棄地内の果樹）は対象外
補助対象	<p>〈対象者〉自治会（町内会、隣組、区、地区代表、公民館組織等）及び個人 〈対象経費〉①作業に用いる機械等の賃料、燃料費 ②作業を行ったものへの日当、謝礼 ③伐採した不要果樹の処分費 ④作業を委託した場合の委託料 〈補助額〉次のいずれか低い額 ①対象経費の2/3に相当する額 ②伐採本数に40,000円を乗じて得た額 〈その他〉1申請につき3本まで（同一の自治会や個人による申請は1回のみ）</p>
①申請手続き	<p>伐採前に市役所へ申請（書類提出） 〈申請期限〉～12月25日（金） ※予算上限に達した時点で受付終了となります。 〈申請書類〉 ・野生鳥獣市街地等出没対策事業費補助金交付申請書（様式第1号） ・事業計画書（様式第2号） ・不要果樹の位置図 ※委託する場合は、伐採に要する費用の見積書</p>
②交付決定	<p>市は申請書類を審査し、適正な場合、申請者へ交付決定通知を送付します。</p>
③実績報告	<p>交付決定となった事業が完了後、実績報告書を市へ提出 〈報告期限〉事業完了後、30日以内（令和9年1月29日まで必ず提出） 〈提出書類〉 ・野生鳥獣市街地等出没対策事業費補助金実績報告書（様式第9号） ・事業実績書（様式第2号） ・不要果樹の伐採前後の写真 ・補助対象経費の支払に係る領収証</p>
④補助金の額の確定	<p>市は報告書類を審査し、適正な場合、報告者へ補助金交付額確定通知を送付します。</p>
⑤補助金の請求	<p>確定した補助金額の請求書を市へ提出 〈提出時期〉補助金交付額確定通知が届いたら速やかに 〈提出書類〉 ・請求書（様式は額の確定通知時に同封します。）</p>
《注意事項》	<p>①補助事業を変更する場合は、事業を実施する前に以下の書類を提出してください。 ・事業計画変更承認申請書（様式第5号）、事業計画書（様式第2号） ②申請前に伐採に要した経費は補助対象外となります。 〈交付決定〉が届いてから事業にとりかかってください。 ③伐採前後の写真や領収証といった書類が確認できない場合、補助金は交付できません。</p>